日本一の鮎が棲むまち

広報やすだ

11
令和4年（2022年）
No.683

威勢よく神輿を担ぐ

（10/16　安田八幡宮神祭）

②③令和3年度の決算概要
⑤～⑫安田町人事行政の運営等の状況
⑭芸能発表会
⑮自然薯直販会の開催について

令和３年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、１年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が１年間に推進してきた諸施策の成果を表します。
今月号では、９月の町議会定例会で認定を受けました令和３年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

令和３年度の一般会計は、令和２年度からの繰越事業を合わせた最終予算額37億7,434万７千円に対して、歳入総額が36億5,405万５千円、歳出総額が、35億6,507万７千円となり、歳入歳出差引で8,897万８千円の黒字となりましたが、このうち、令和３年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、8,188万２千円となっています。

前年度の決算と比較しますと、歳入で８億8,369万円(19.47%)の減、歳出で８億6,549万円(19.53%)の減となっています。主な要因は、庁舎建設事業や防災行政無線デジタル化事業等の大型建設事業が令和２年度で完成したことによるものです。

また、特別会計については、４会計全体の最終予算額７億1,073万円に対し、歳入が６億5,658万７千円、歳出が６億5,522万４千円で、歳入歳出差引136万３千円となっています。

町多目的交流センターなかやま（正弘）

歩行者安全地帯の整備（安田川橋東詰）

町民１人当たりの一般会計歳出額 1,446,279円

（令和4年3月31日現在住基人口：2,465人）

議会費 19,742円	総務費 383,908円	民生費 210,025円	衛生費 98,932円	農林水産業費 100,652円	商工費 28,723円
土木費 193,357円	消防費 48,032円	教育費 96,047円	災害復旧費 1円	公債費 146,867円	諸支出金等 119,993円

(歳　入)

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額6億9,412万8千円で、前年度対比で3億7,077万3千円減少しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額29億5,992万7千円で、前年度対比で5億1,291万7千円減少しました。

依存財源のうち、地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて15億6,474万1千円で、前年度比で1億5,107万3千円(10.7%)の増額となり、歳入全体の約4割を占めています。

このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして借り入れした臨時財政対策債が前年度比で1,150万円(27.3%)の増額となったことや、経費節減と不急事業等の整理により可能な限り歳出抑制に努めた結果、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は、6,959万1千円増加しました。

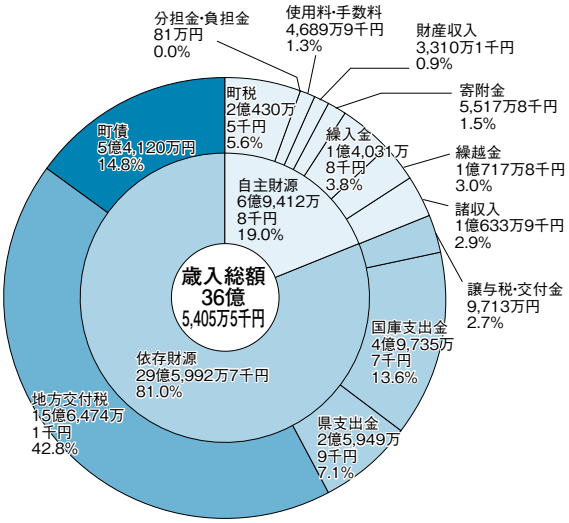

(歳　出)

令和3年度に使われたお金の内訳を見てみますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は10億7,722万5千円で、歳出全体に占める割合は30.2%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は3億6,202万6千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことなどにより前年度とほぼ同水準となっています。

道路改良、防災対策などのまちづくりに使われる経費は、10億1,047万円で、前年度比で6億1,537万円減少しています。

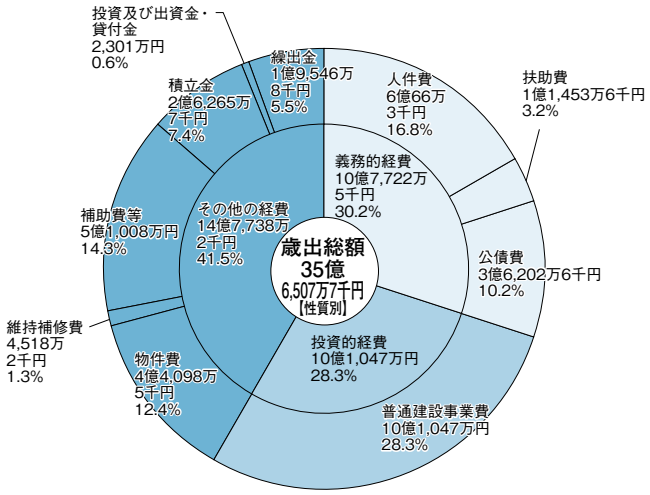

◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「第2期安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進めていきます。

また、住民一人ひとりが主役となった、住民目線による対話と協働により「共に生き　未来につなぐ　安田町　～みんなで創る共生空間～」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

公共施設等総合管理計画改訂事業	396万円
地域公共交通運行事業	996万円
旧中山小中学校校舎改修事業(明許含む)	3億2,840万円
国土地籍調査事業	7,480万円
空き家活用住宅改修事業(明許含む)	2,013万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	2,972万円
住宅等改造支援事業	61万円
赤ちゃん誕生祝い金事業	167万円
児童手当支給事業	2,370万円
認定こども園運営事業	4,154万円

○衛生費

インフルエンザワクチン接種費用助成事業	88万円
安田川清流保全水質調査事業	93万円
簡易水道事業特別会計繰出金	3,913万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	1,557万円
燃料タンク対策事業	610万円
土佐和牛経営安定対策事業	2,202万円
集出荷施設等緊急整備事業(明許)	1,042万円
レンタル畜産施設等整備事業(明許)	3,106万円
漁船導入補助事業	306万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	898万円
唐浜休憩所国道標識板設置工事	109万円
わが町の特産品開発・販売促進事業	50万円

○土木費

町道正弘線(正弘橋)保全工事(明許)	1,697万円
町道小野山線整備工事(明許)	1,128万円
町道東西島線(東西島橋)保全工事(明許)	6,582万円

○消防費

避難誘導灯整備工事	528万円
地域防災計画改訂事業	257万円
住宅耐震対策等事業(明許含む)	1,216万円

○教育費

文化センター多目的ホール音響設備改修工事	1,623万円
文化センター図書室等改修工事	1,183万円
文化センター空調設備改修工事	4,453万円

○諸支出金

財政調整策基金積立金	9,821万円
ふるさとづくり基金積立金	5,537万円
減債基金積立金	4,410万円

令和３年度　安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、次のとおり令和３年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の令和３年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものはありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は7.0％で、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0％を大きく下回っていますが、過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、昨年度より0.6ポイント上昇しています。また、町が将来負担する公債費等の負担割合を示す将来負担比率は0.2％で、前年度比3.1ポイント減少しています。

自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

（単位：％）

	健全化判断比率				資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	― (△4.66)	― (△4.73)	7.0	0.2	―
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準 20.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『－』と表示しています。
※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。
※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『－』と表示しています。
※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは
　地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは
　公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは
　地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは
　地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは
　公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

1．職員の任免および職員数の状況

（1）採用者数

令和3年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	うち女性
一般行政職	1人	0人	0人	0人	1人	1人

（2）退職者数

令和3年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨･早期希望退職	その他	計	うち女性
一般行政職	2人	1人	2人(うち再任用0人)	5人	3人

（3）職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（令和4年4月1日現在）

部門	区分	職員数 令和3年度	職員数 令和4年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1人	1人		
	総務・企画	15人	14人	△1人	配置の見直し
	税務	3人	4人	1人	職員派遣
	労働				
	農水	4人	4人		
	商工	2人	1人	△1人	退職
	土木	3人	3人		
	民生	13人	11人	△2人	配置の見直し及び退職
	衛生	4人	4人		
	計	45人	42人	△3人	
特別行政部門	教育	11人	12人	1人	配置の見直し
	警察				
	消防				
	計	11人	12人	1人	
公営企業等部門	病院				
	水道	1人	1人		
	交通				
	下水道				
	その他	1人	1人		
	計	2人	2人	0人	
合計		58人 (65)人	56人 (65)人	△2人	

（注）1　職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。
　　2　（　）内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	4人	4人	7人	6人	7人	11人	6人	5人	2人	2人	56人

２．職員の給与の状況

（１）給与の決定の仕組み

町職員の給与は、「生計費、国および他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

（２）人件費の状況（一般会計決算）

令和3年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

（注）人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当および共済組合負担金などです。

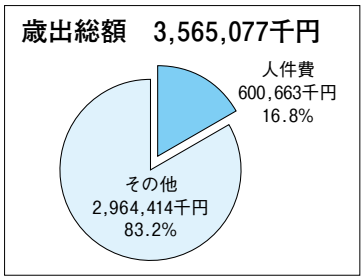

（３）職員給与費の状況（一般会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当（扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特殊勤務手当等）からなっており、令和3年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
56人	181,281千円	19,345千円	72,931千円	273,557千円	4,885千円

（注）1　職員数は、令和3年4月1日現在の職員数です。
　　2　職員手当には、退職手当は含まれていません。

（４）ラスパイレス指数の状況

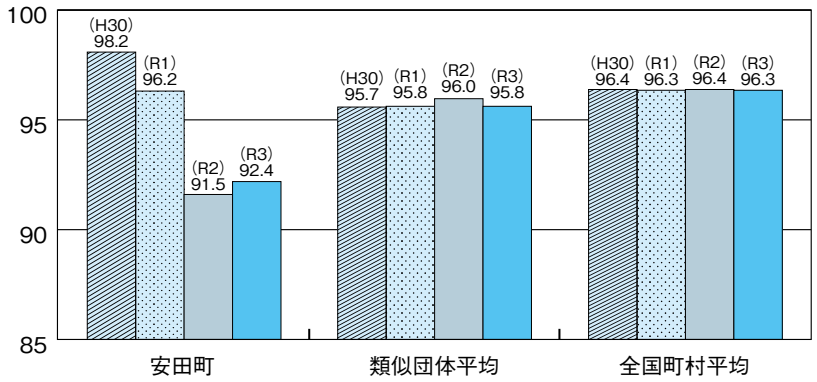

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
　　3　各年度ともに、4月1日を基準日としています。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況

国に準拠し、平成29年度に実施済です。

（６）一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
１号給の給料月額	146,100円	195,500円	231,500円	264,200円	289,700円	319,200円
最高号給の給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	381,000円	393,000円	410,200円

（7）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安田町（一般行政職）	41.6歳	299,313円	332,393円	320,713円
高知県（一般行政職）	42.2歳	310,609円	375,118円	331,518円
国　（一般行政職）（R3.4.1時点）	43.0歳	325,827円	－　円	407,153円

（注）1「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
2「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（8）職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区　分		安田町	県	国
行　政　職	大学卒	171,700円	186,400円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
単純労務職	高校卒	136,100円	154,500円	147,900円

【初　任　給】

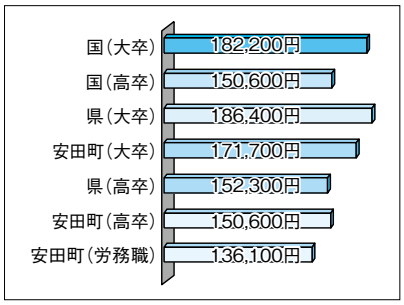

（9）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

（注）1　［　］内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。
2　経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職	大学卒	240,700円	［14年］270,200円	［21年］346,700円
	高校卒	211,300円	［19年］263,300円	［22年］331,000円
単純労務職		—　円	—　円	［26年］276,800円

（10）町職員の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区　分		標準的な職務分類（内容）	合計		職制上の段階		
			人	%	人	%	段階
行政職	1級	主事、保育教諭	9	16	31	56	係員級
	2級	主査、保育教諭	7	13			
	3級	主幹、保健師、専門員、保育教諭	15	27			
	4級	係長、主任保育教諭	4	7	4	7	係長級
	5級	課長補佐、主監、副園長	8	14	8	14	課長補佐級
	6級	局長、会計管理者、振興監、課長、支所長、教育次長、園長	10	18	10	18	課長級
単純労務職	1級 2級 3級	調理員	3	5	3	5	－

（注）1　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員および県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額（令和３年度） 1,330千円	1人当たり平均支給額（令和３年度） 1,515千円	―
（令和３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.275月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 12月期 1.275月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 計 2.55月分　1.9月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（令和３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.275月分　0.825月分 （0.687月分）（0.412月分） 12月期 1.275月分　0.825月分 （0.688月分）（0.413月分） 計 2.55月分　1.65月分 （1.375月分）（0.825月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（令和３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.275月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 12月期 1.275月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 計 2.55月分　1.9月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】　勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（令和4年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
（退職時特別昇給　無） １人当たり平均支給額　11,801千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（令和３年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）			0%
手当の種類（手当数）			4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額　400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額　400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額　400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額　400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（令和３年度決算）	6,418千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	161千円
支給実績（令和２年度決算）	6,045千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	148千円

⑤その他の手当（令和4年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　6,500円 子　〃　10,000円 上記以外の扶養親族　〃　6,500円 （扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算）	同じ		5,312千円	252,952円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額　月額　16,000円 最高支給限度額　〃　28,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間　〃　1の1/2	同じ		960千円	192,000円
通勤手当	支給要件　通勤距離片道2km以上 2km～5km未満　月額　2,000円 5km～10km未満　〃　4,200円 10km以上～15km未満　〃　7,100円 15km以上～20km未満　〃　10,000円 20km以上～25km未満　〃　12,900円 25km以上～30km未満　〃　15,800円 30km以上～35km未満　〃　18,700円 35km以上～40km未満　〃　21,600円 40km以上～45km未満　〃　24,400円 45km以上～50km未満　〃　26,200円 50km以上　〃　28,000円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額55,000円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2～5km未満2,000円から最高31,600円（片道60km以上）	1,342千円	60,982円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員　月額　33,200円 職務の級が5級の管理職員　〃　27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲	6,311千円	371,244円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　7,000円～10,000円（6時間を超える場合は加算有）	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円～6,000円（6時間を超える勤務は5割増）	513千円	32,063円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前０時から午前5時までの間に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　3,000円～4,000円		平日深夜（午前0時から午前5時までの間）については6,000円～3,000円		
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または休日等に宿日直勤務した場合に支給　1回　4,400円	同じ		0千円	0円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。
※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。
※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。
※管理職手当：管理または監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。
※管理職特別勤務手当：管理または監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		給料月額等
給料	町長	705,000円	期末手当	町長	（令和３年度支給割合） 6月期　1.575月分 12月期　1.575月分 計　3.15月分 加算措置　有
	副町長	610,000円		副町長	
	教育長	565,000円		教育長	
報酬	議長	236,000円		議長	
	副議長	195,000円		副議長	
	常任委員長	185,000円		常任委員長	
	議員	170,000円		議員	

退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料×在職年数×500/100	14,100,000円	（任期毎）
	副町長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	（任期毎）
	教育長	給料×在職年数×250/100	4,237,500円	（任期毎）

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額および支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。教育長のみ、１期（３年＝36月）で計算しています。

３．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間

職員の勤務時間については、条例および規則により、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前８時30分から午後５時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後１時までとなっています。

（２）週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日および土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日または年末年始の休日（12月29日から１月３日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいいます。

（３）休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、１年ごとに付与する休暇で、その日数は１年において20日となっており、１日または１時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア　厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ　ア以外の疾病または負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ　イのうち、公務によらない結核性疾患	１年以内
エ　イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です（勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額します）。取得できる期間は、６カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します）。１年において、30日を超えない範囲で、１日または１時間単位で取得することができます。

（４）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の３歳に満たない子を養育するため、その子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、１日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて１日を通じて２時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

４．職員の分限および懲戒処分の状況

（１）分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職および休職があります。

○令和３年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	－	－	－	－
心身の故障の場合	－	－	1人	1人
適格性の欠如の場合	－	－	－	－
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	－	－	－	－
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－
学術に関する事項の調査、研究または指導に従事する場合	－	－	－	－
水難、火災その他の災害により、生死不明または所在不明となった場合	－	－	－	－
合　　計	－	－	1人	1人

（２）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

令和３年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	－	－	－	－	－
一般服務違反関係	2人	－	－	－	2人
一般非行関係	－	－	－	－	－
収賄等関係	－	－	－	－	－
道路交通法違反	－	－	－	－	－
監督責任	－	－	－	－	－
合　　計	2人	－	－	－	2人

令和３年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	－	－	－	－	－
横領による場合	－	－	－	－	－
傷害・暴行による場合	－	－	－	－	－
公職選挙法違反による場合	－	－	－	－	－
道路交通法違反による場合	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
合　　計	－	－	－	－	－

５．職員の服務の状況

（１）年次有給休暇の取得状況

令和３年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区　分	令和３年	令和２年
平均取得日数	7.9日	10.2日
消　化　率	21.0％	25.9％

（２）育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

令和３年度中に新たに育児休業を取得した職員は２人です。

②部分休業

令和３年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

令和３年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

６．職員の研修および勤務成績の評定の状況

（１）研修の状況

令和３年度も、職員が現在ついている職および将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮および増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

（２）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

７．職員の福祉および利益の保護の状況

（１）職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者　40人（うち人間ドック受診者35人）

（２）福利厚生事業の状況

内　　訳		金　　額	備　　考
公費負担分	定期健康診断委託料および人間ドック	187千円	受診者1人当たりの公費負担額　4,663円
	互助会への負担額	1,160千円	職員1人当たりの公費負担額　19,656円
	計	1,347千円	
互助会への職員負担額		1,160千円	互助会への公費負担率　50%

※１.互助会とは、(一財)高知県市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。
２.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成および保養施設利用助成の3つがあります。

（３）公務災害補償の状況

・認定件数　１件

（４）勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、令和３年度に新たな措置要求はありません。

（５）不利益処分に関する不服申し立ての状況

・係属事案はなく、令和３年度に新たな不服申し立てはありません。

令和３年度の公文書公開などの実施状況をお知らせします

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例および個人情報保護条例に基づいて、どれくらい開示請求があったかをお知らせします。

○情報公開制度の実施状況

１．公文書の開示請求及び処理状況

区　分		件数
請求件数		3
処理状況	公開	3
	部分公開	0
	非公開	0
	不受理	0

２．請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	3件

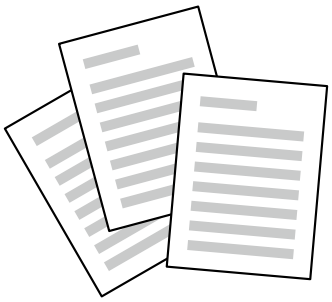

○個人情報保護制度の実施状況

１．安田町個人情報保護条例に基づく開示請求及び処理状況

区　分		件数
請求件数		5
処理状況	公開	4
	部分公開	0
	非公開	0
	不受理	0
	取り下げ	1

２．請求に係る開示方法

閲覧	視聴	写しの交付または複写	写しの送付
0件	0件	4件	0件

令和4年 秋の全国交通安全運動

９月21日～30日にかけて秋の全国交通安全運動が実施されました。

同運動期間中は、子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保等、４つの重点目標を掲げ、広報車による巡回や街頭指導などの啓発活動が行われました。21日に県道で実施されたドライバーサービスでは、交通指導員や安芸警察署員が交通安全啓発チラシをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

「町長室開放日」の休日実施について

『対話と協働』によるまちづくりを進めるため、毎月「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けていますが、11月は平日お仕事などで訪問できない町民の方々にも訪問していただけるよう、休日に「町長室開放日」を設けます。

日ごろ感じていることや役場への提言などございましたら、この機会に皆さまのご意見をぜひお聞かせください。

◆町長室開放日　**11月20日（日）**

◎基準時間　午前10時から正午まで／午後1時から午後3時まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がありますのでご了承ください。

令和4年度

芸能発表会

10月15日、町文化センターで芸能発表会（町文化協会主催）が開催され、文化教室生を中心に延べ65人の皆さんが出演しました。長戸壽子会長は「コロナで練習環境が厳しい中、力を合わせて発表会を迎えました。皆さん最後まで、楽しく、明るく頑張りましょう」と開会宣言。

民謡踊り教室の皆さんに始まり、詩吟や3B体操、日本舞踊など42演目が披露され、安田はまゆう合唱団の生演奏による明るい合唱で閉会しました。

各教室では、随時教室生を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

※今年度のお楽しみ抽選会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会場内での抽選は行いませんでした。受付で提出していただいた来場者カードで抽選し、当選者の方に直接連絡しています。

問い合わせ先　町教育委員会　☎38−6714　FAX38−6717

徒然（つれづれ）なかやま

安田町ふるさと応援隊からのお便り

～中山をどんどん元気にしていこう～

よってん屋、2年ぶりに通常営業再開へ！

長らくテイクアウトのみだった「よってん屋」ですが、10月4日の開催では施設内での飲食を再開しました。来場者の楽しい談笑が聞こえてくる雰囲気がとても懐かしく、スタッフ一同も楽しいひと時を過ごすことができました！

今年の開催は今回で最後ですが、来年以降は通常営業で頑張りますので、皆さまのご来店をお待ちしています。

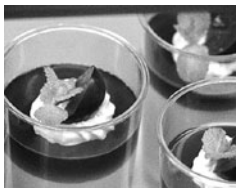

☆中山健康教室ピラティス☆
11月7日（月）、21日（月）午後7時開催予定です。
場所：集落活動センターなかやま 活動室

☆中山を元気にする会定例会☆
11月17日（木）午後6時を予定しています。

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30−1750、FAX30−1826までお気軽に！ ^◯^

安田町ふるさと応援隊

町史編さん室だより(4)

編さん室　ほたる

今回の編さんにおいては、町民の皆さんにより読みやすい形にするため、本編と資料部分を分ける方向で考えています。その構成をもとに、この町の歴史的な特徴、それを踏まえた**未来へのメッセージ**を表現したいと思っています。

本編は「学校教育」等の項の充実を図るとともに、とくに21世紀以後現在までについては、次の２本の柱を立てて描きたいと考えています（資料部分は次号で紹介いたします）。

①　取り巻く社会経済環境の変化や町の新事業等について記します。（土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開通、高知東部自動車道の拡張、農業の新展開、インターネット環境の整備、地域の大学との連携、中芸5町村の枠組みに基づく『日本遺産』登録・継続等）

②　現在になお確認できる町の歴史文化の一端を『景観』『人物』『戦争と平和』『信仰と絆』の観点から改めて実証的に紹介し、これからの町づくり、町民の方の生活の一助にしていただきたいと考えます。特に『信仰と絆』では、夏、秋を中心に大小営まれる多くの神祭、寺院の法要の町全体の有り様をお示ししたいと思っています。

以上を頭におきながら、目下「ほたる」は教育委員会の方の協力を得、また自分で自転車に乗っていくつかの地区にお邪魔し、貴重なお話を伺いあるいは資料を見せていただいております。

町の皆さんには、気になっている昔のエピソード、写真・文書等資料の情報をぜひお寄せください。年月日・場所等不明なものでも構いません。ご協力のほど重ねてお願いいたします。

◆町史編さん室（不在にする場合もあります）
編さん室活動日：（当面）毎週月・水・木の午前10時45分から午後３時
安田町大字西島40番地２　町文化センター２Ｆ
☎ 38-5711　FAX 38-5745
E-mail: y-choushi@me.pikara.ne.jp

連絡・問い合わせ先　町教育委員会　☎38−6714　FAX38−6717

なかやま自然薯と地場産品直販会の開催について

中山地区の特産品である自然薯が収穫の時期を迎えています。

新鮮な自然薯を多くの方にぜひ食べていただきたく「なかやま自然薯と地場産品直販会」を下記の日程で開催しますので、多くの方のご来場をお待ちしています。

開催日時：12月11日（日）午前９時から午後３時まで
開催場所：町多目的交流センターなかやま（旧中山小中学校）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、日時等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

昨年の直販会の様子

問い合わせ先　中山を元気にする会　☎30−1750　FAX30−1826

令和4年度　安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介した、町補助事業・福祉サービスなどについて、現在も受け付けしている事業を紹介します。

・移住、太陽光発電　問い合わせ先：地域創生課　☎38−6713　FAX38−6723

事業名	内　容	対　象
U･Iターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U･Iターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方(3親等以内対象外)
太陽光発電システム等設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満のものについて、上限500千円の補助を行う 家庭用蓄電池システム設置費から国等補助を控除したものについて、上限200千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システム及び家庭用蓄電池システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等）　問い合わせ先：町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成 (チケット500円券14枚綴り)	対象者(4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方)等については別途通知済み
老人日常生活用具給付等事業	防火関係の用具を給付 (品目:電磁調理器、火災報知器、自動消火器)	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など
	老人福祉電話機を貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置(貸与、利用料は無料)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)昼食の弁当を自宅に配達(一食400円、副食おかずのみは300円)	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給 (月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給)	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居宅を訪問して理美容サービスを提供(出張費の助成) 利用回数:年間6回まで(散髪代は自己負担)	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生　問い合わせ先：町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

事業名	内　容	対　象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う (設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります)	町内で合併浄化槽を設置する方
地域の猫活動支援事業	猫の不妊手術費用の一部を補助 ･飼い猫(メスのみ)…1匹につき上限5千円 ･飼い主のいない猫…1匹につき上限10千円	猫の飼い主または地域の代表者

国民健康保険税　第5期分
後期高齢者医療保険料　第5期分

納期限日　11月30日

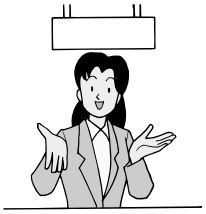

事業者の皆さまへ

安芸税務署からのお知らせ　要事前予約

消費税インボイス制度等説明会について

令和５年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆さまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

インボイス制度説明会（登録申請相談会）

インボイス制度の概要を説明します。
なお、説明会終了後、登録申請を希望される方を対象に申請手続きのサポートを行います。
詳しくは、お申し込みの際に税務署職員にお問い合わせください。

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年11月18日（金） 午前10時30分から午前11時30分	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目５番地７	１５名
インボイス制度説明会 （登録申請相談会）	令和4年11月18日（金） 午後2時から午後3時	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目５番地７	１５名
インボイス制度説明会 （登録申請相談会）	令和4年12月8日（木） 午前10時30分から午前11時30分	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目５番地７	１５名
インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年12月8日（木） 午後2時から午後3時	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目５番地７	１５名

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問い合わせ先まで申し込みをお願いします。

問い合わせ先

安芸税務署　調査部門　☎３５－３１１５（代表）（内線２１，２５）

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「２」を選択してください。

※国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した（国税庁動画チャンネル）のほか、Ｑ＆Ａなどを掲載しています。

インボイス制度特設サイト

安芸税務署

健康手帳

季節の変わり目にご注意を!!

～季節の変わり目に疲れがたまる?～

季節の変わり目になると、風邪や頭痛、ストレスを感じ体調を崩しやすくなることはありませんか？

季節の変わり目は朝と夜、昼間の寒暖差が激しいため、体はその気温の変化に対応しようと、自律神経の働きによって体温調整をしています。

しかし、体温調整をするとエネルギーを消費するので、季節の変わり目のように寒暖差が激しい時期は、自律神経のバランスが崩れて疲労がたまりやすく、体調を崩しやすくなります。

～季節の変わり目の寒暖差に負けない体調管理とは?～

①睡眠をとって寒暖差に負けない体力をつける

睡眠をとって体力の回復に努めましょう。

②体を温める

・あたたかいお風呂に入って体の芯を温める

夏場はシャワーですませがちですが、シャワーだけだと体の芯まで温まらないので、なるべく湯船につかる習慣をつけ、体の内側から温まるようにしましょう。

・温かい食べ物を食べる

夏は、アイスクリームなどを好んで食べますが、冷たい食べ物は体全体を冷やします。寒暖差が大きい時期は体を冷やさないことが大切です。

③旬の食材を食べる

旬の時期にとれる食材が最もおいしく、栄養価も高いです。

～季節の変わり目に負けない体づくりを!～

上記に挙げたような疲労をため込まない方法は効果的ですが、普段から体調不良にならないように生活を整えておくことが一番です。

具体的な方法としては

・しっかりと休養、睡眠時間を確保する

・軽めの運動習慣をつける

・バランスのよい食事を心がける

【睡眠】【運動】【栄養】といった健康の基礎とされる項目を見直すことが大切になってきます。
季節の変わり目に負けない体づくりをしていきましょう。

問い合わせ先　町保健センター　☎38−6678　FAX38−6679

― 高知大学医学部看護学科だより ―

便の調子はいかがですか？

いつものように便を出したいのに、
十分な量が出ない・・・
快適に便を出すことができない・・・

便秘のために、このような便の困りごとはありませんか？

便秘の時の対処法

1．水分摂取を十分にして、食事内容を見直してみましょう

便を柔らかくして、腸の動きを活発にするために、食事を見直してみましょう。
便秘対策の食事として、以下の食品が有効とされています。

食品の例	はたらき
玄米、豆類、ゴボウ、タケノコ、キノコ、芋類など	腸内容物の体積を増加させ、腸の動きを促します
海藻類、コンニャク、オクラ、果物など	水分を吸収し、便を柔らかくします
納豆、チーズ、ぬか漬け、キムチ、味噌、ヨーグルトなどの発酵食品	腸内細菌を改善します
玉ねぎ、ニンニク、ネギ、オリーブオイル、サツマイモなど	腸の動きを促します

2．おなかを温めて、マッサージをしてみましょう

おなかをマッサージして腸の動きを刺激しましょう。入浴時などを利用しておなかを温めながら、腸に沿って（おへその右側から時計回りに）マッサージをしましょう。

3．排便しやすい姿勢をとってみましょう

洋式トイレに座って便をするときは、やや前かがみの姿勢（ロダンの「考える人」をイメージして）をすると、おなかに力が入りやすくなって、便が出やすくなります。

<引用文献>
日本消化器病学会関連研究会　慢性便秘の診断・治療研究会：慢性便秘症診療ガイドライン2017，南江堂，2017.
西村かおる：排便アセスメント&ケアガイド，学習研究社，2009.

高知大学医学部看護学科　笹岡　晴香

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.64～

日本遺産 第３号認定　登録番号 051

【ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２に出展】

９月22日から25日の４日間、世界最大級の旅の祭典『ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２』が４年ぶりに東京ビッグサイト（東京国際展示場）で開催され、当協議会も出展しました。

会場では、日本各地の観光局をはじめ、海外の各国政府観光局、旅行会社、宿泊施設、航空会社などがブースを展開し、最新の観光地やスポット、旅の情報などを発信していました。

日本遺産のブースでは、各地域の協議会がコーナー展示を行い、認定ストーリーを冊子やパネル展示で紹介。多くの来場者が途切れなく訪れ、国内だけでなく海外の方にも中芸の日本遺産に触れていただけました。

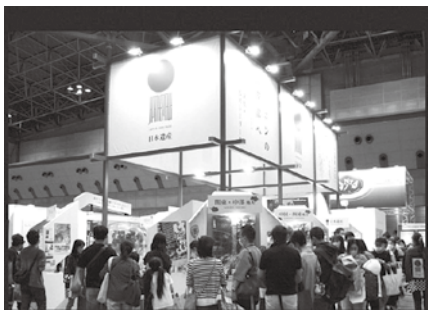

問い合わせ先　中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
（安田町役場日本遺産推進室内）
☎30-1865　FAX30-1866
E-mail　yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP　https://yuzuroad.jp/　「ゆずとりんてつ」で検索

11月号

広報やすだクイズ

正解者の中から、抽選で１名の方に安田朗グッズをプレゼントします ！

11月号の問題

①～③の選択肢から正解だと思うものを選んでください。
※Q1は今月号の紙面に答えが隠されています。

Q1「今年は、明治５年に近代教育法令である学制が発布されてから、□□年の節目にあたります。」
①100　②120　③150

Q2「★今月のプレゼント★防災リュックのデザインで町イメージキャラクター安田朗くんの隣に描かれている安田中学校のキャラクターの名前は何？」
①あんちゃん　②あんこちゃん　③あんたちゃん

★今月のプレゼント★
防災リュック

(株)やすだソーラーパワー様より提供

☆ 応募方法など ☆

①Q１・Q２のクイズの答え、②広報紙や町政への意見、③郵便番号・住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号を記入し、はがきや電子メール、FAXで１１月21日(月)必着で応募してください。

送付先：〒781-6421　安田町役場地域創生課　広報やすだクイズ係行
E-mai：sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp　ＦＡＸ：0887-38-6723

※当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募を通じて取得した個人情報は、景品の発送と応募者からのお問い合わせへの対応にのみ使用します。

なごみ和通信

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館することがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

安田まちなみ交流館・和では11月３日から、企画展「やすだの学校―寺子屋から学校へ―」を開催します。今年は、明治５年に近代教育法令である学制が発布されてから150年の節目にあたります。これを記念して、町の学校の変遷を年代を追って紹介しながら、懐かしの学校写真や教科書、学校机などを展示します。

昔はどのような教科書が使われていたのか、また現在は１校となっている町の小中学校が昔は複数あったことも分かる企画展です。

企画展は令和５年３月12日まで開催します。ぜひこの機会にお立ち寄りいただき、学校の思い出を懐かしむ時間を過ごされてみてはいかがでしょうか。

また、現在当館の旧柏原家住宅では、順蔵が残した和歌集「採樵歌(さいしょうか)」を読む会を開催しています。興味のある方や参加を希望される方は、当館までご連絡ください。
(次回は11月16日午後１時30分から午後３時を予定しています。参加費:無料)

安田まちなみ交流館・和
開　館　時　間／午前9時から午後5時(最終入館午後4時30分まで)
企画展観覧料／200円(高校生以下、障害者手帳提示者等無料)
休　　館　　日／火曜日(祝日の場合はその翌営業日)
安田町大字安田1674番地1　☎・FAX 38-3047

安田町歴史・文化・観光ナビサイト　なごみの旅
https://yasuda-nagomi.com/
安田町なごみの旅

安田文芸

（順不同）

川柳

豊作を　願い新米　まつります　小松由加子

運動会　マストめざして　頑張る子

雨恐れ　急ぎ働く　コンバイン

石ケンは　ボディシャンプと　今は言う　長戸　寿子

満月や　隣からきた　栗ごはん

秋風や　食欲ばかり　前に出る

夢に出る　救急車の音　続く日々　清岡　恭子

落ち込んで　人の優しさに　胸うたれ

Jアラートの全国一斉情報伝達試験のお知らせ

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した情報伝達試験を行います。

これにより、町内各所にある防災行政無線の屋外スピーカーおよび各家庭に設置している告知端末から警報が流れますが、試験放送ですので実際の災害と間違わないようご注意ください。

試験の日時　**11月16日（水）　午前11時**

慶弔ニュース（9月受付分）

地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
安田	木下　颯介	R4・9・19	木下阿斗夢	子	男
おたんじょう					
安田	高倉　長雅	R4・9・25	高倉　長雅	本人	男97歳
安田	小川　郁子	R4・9・22	小川　郁子	本人	女93歳
安田	小松　諄子	R4・9・8	小松　諄子	本人	女83歳
安田	小松　浩二	R4・9・4	小松　諄子	子	男57歳
安田	小松　小代	R4・9・2	小松　伸	妻	女54歳
西ノ川	西岡　基司	R4・8・27	西岡　基司	本人	男69歳
おくやみ					

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

交通事故の概況

（令和4年1月1日～令和4年9月30日）

1．県内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
4年	（66）655	（3）19	（70）700
3年	（67）752	（3）22	（69）818
増減	（△1）△97	（0）△3	（1）△118

2．安芸署管内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
4年	（4）36	（0）2	（5）40
3年	（3）30	（0）3	（3）33
増減	（1）6	（0）△1	（2）7

※1、2は物損を除く

3．安田町発生件数

		9月計	累計
人身	件数	0	3
	死者	0	1
	傷者	0	4
物損		3	48

なかやま楽校　あったカフェ

病気や障害、介護等のお悩み・ご相談を専門職（看護師）やスタッフがお聴きします。コーヒーでも飲みながら、気軽にご相談ください。
また、スタッフが個別に訪問することもできますので、お気軽にご連絡ください。

開 催 日：月曜日から金曜日（土日祝日は休み）
カフェの開催時間：午前10時から正午　午後1時30分から午後3時30分
住　　所：安田町大字正弘1532番地　町多目的交流センターなかやま
問い合わせ先：NPO法人　なかやま楽校　☎30−1226

あったカフェまでの送迎も対応します

送迎をご希望の方は、町役場内のやすだリビングに火曜・水曜・木曜（祝日は除く）の午後1時10分までにお越しください。

学習会もしています。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

11～12月のテーマ

「アルコールの適切な摂取について～肝がんも含めて～」

開催日時：毎週火曜日　午後3時30分から午後4時

❖社協あったか通信❖

かみかみ百歳体操

口の元気はおいしく食べ、会話を楽しむために大切です。

日ごろの口の手入れや歯医者さんを受診することと合わせて、かみかみ百歳体操で口を元気にし、おいしく食べ、人とおしゃべりを楽しむ生活を送りましょう。

<かみかみ百歳体操はどんな体操?>

食べる力や飲み込む力をつけるための体操で、イスに座って口の周りや舌を動かします。

<体操するとどうなるの?>

まず、唾液がよく出るようになります。唾液が出ると、口の中が清潔に保たれ、食べることや飲み込むことが楽になります。また、口の周りに力がつくので、食べこぼしやむせることが改善されます。

<いつやればいいの?>

いつでもかまいませんが、食事の前に行うと口の準備運動になり、むせることの予防になります。週1回以上「いきいき百歳体操」と合わせて行うとより効果的です。

ミニ敬老会…9月12日・14日に町保健センター、9月20日に町多目的交流センターなかやま、9月29日に町立福祉館にて行いました。オープニングはスタッフによるダンス「マツケンサンバ」、続いて「ジェスチャーゲーム」、最後に3B体操ダンス「HIP JAPAN(ヒップ　ジャパン)」を楽しんでもらいました。たくさんの拍手ありがとうございました。

あったかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。
問い合わせ先　町社会福祉協議会
☎38−5500　FAX38−6878(担当:小川)

広報やすだ
2022
11
No.683

お父さん、お母さん、ありがとう！ ぼく、1歳になりました。

今月号では令和3年10月生まれの子どもを紹介します。
とびっきりの笑顔でデビューです。

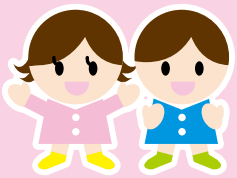

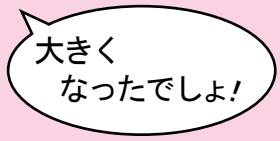

10月22日生まれ
南　翼（つばさ）くん
（西島）父：宏樹さん
母：裕美さん
たべるの大好きつばさくん！
おねえちゃんとおにいちゃんとなかよく、げんきにおおきくなってね☆

マイナンバーカードの申請がお済みでない方へ

マイナンバーカードの休日申請窓口を開設します！

マイナンバーカードを作りたいけど、平日の昼間に役場に行く時間が取れない方々のために、下記のとおり休日申請窓口を開設します。

手続きは簡単で写真の撮影から申請書の作成まで職員がサポートしますので、ぜひご利用ください。

また、交付通知（ハガキ）が届いた方で、平日の受け取りが難しい方も休日申請窓口（役場本庁のみ）で受け取りができます。

日時・場所

※中山支所でのマイナンバーカードの受け取りはできません。

月　日	場　所	時　間
11月19日（土）	安田町役場	午後1時から午後4時
11月23日（水・祝）	中山支所	午前9時から午後4時
12月　3　日（土）	安田町役場	午前9時から午後4時
12月　4　日（日）	中山支所	午前9時から午後4時
12月17日（土）	安田町役場	午前9時から午後4時

問い合わせ先　役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

～ もう受けた？ 特定健診！ ～

○ご自身の健康を守るため・・・
○病気が重症化し、高額な医療費や貴重な時間を奪われないため・・・
○将来的な被保険者の税負担を少しでも抑制するため・・・

毎年、特定健診を必ず受診しましょう！

○特定健診を受けるには「受診券」「問診票」「保険証」が必要です。※費用は無料
県内の特定健診医療機関で受診できます。（町内にある和田医院で受診できます）
※人間ドックと同時に受診することもでき、特定健診にかかる費用は無料となります。

受診券の再発行等の問い合わせ先　役場町民生活課　☎38−6712　FAX38−6780

人口・世帯状況 令和4年9月末時点（前月比）	男1,200人（−4）	女1,241人（−4）	合計2,441人（−8）	世帯数1,238世帯（−1）

編集・発行　〒781-6421 高知県安芸郡安田町役場 地域創生課
☎0887-38-6713　FAX0887-38-6723
ホームページ　https://www.town.yasuda.kochi.jp/